

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年4月22日

支出負担行為担当官

金沢地方検察庁検事正 佐久間 進

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

第1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- 1 件名 令和8年度一般定期健康診断、特別定期健康診断及び採用時健康診断業務請負契約
- 2 内容 交付する仕様書のとおり
- 3 履行期限 交付する仕様書のとおり
- 4 履行場所 交付する仕様書のとおり

第2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてD等級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者
 - (2) 金沢地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に

- 実質的に関与している者をいう。)が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力的な要求行為を行う者
 - (7) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (9) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (10) その他前各号に準ずる行為を行う者

第3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒920-0912 石川県金沢市大手町6番15号

担当：金沢地方検察庁事務局会計課用度係

電話：076-221-3652（直通）

メール：ppo26-kaikeika.hn9@i.kensatsu.go.jp

第4 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領等の交付期間及び交付場所

1 交付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月12日（火）まで（土、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 交付場所

上記第3のとおり

なお、メールによる交付を希望する場合は、上記第3宛てに以下の内容を記載したメールを送付するとともに、担当者に受信確認を行うこと。

- (1) 氏名（法人の場合は、その名称又は商号）
- (2) 住所
- (3) 担当者氏名
- (4) 担当者連絡先

第5 参加に必要な書類

- 1 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る「資格審査結果通知書」の写し（当庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者を除く。） 1部
- 2 随意契約登録申請書（別紙1）（上記(1)の資格を有せず、当庁作成の随意契約登録者名簿に記載されていない者に限る。） 1部
登記事項証明書を添付すること
- 3 暴力団排除に関する誓約書（別紙2） 1部
役員等名簿を添付すること

第6 参加に必要な書類の提出期限及び提出場所

- 1 提出期限
令和8年5月12日（火）午後5時
- 2 提出場所
上記第3のとおり
メールによる提出の場合は、提出後、担当者に受信確認を行うこと。

第7 見積書の提出期限及び提出場所

- 1 提出期限
令和8年5月14日（木）午後3時
- 2 提出場所
上記第3のとおり
メールによる提出の場合は、提出後、担当者に受信確認を行うこと。

第8 見積合わせ日時

令和8年5月14日（木）午後4時 （参加者の立会いは不要）

第9 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

その際、各業務の単価が分かるよう、適宜の記載方法で見積金額の内訳を示すこと。

第10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

第11 契約保証金の納付

免除する。

第12 契約書又は請書の作成の要否

契約書の作成を要する。

第13 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。